

## 中部地区流域治水協議会 規約 (案)

### (設置)

第1条 本協議会は、「中部地区流域治水協議会」(以下「協議会」と称する。

### (目的)

第2条 協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、大分県中部地区において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

### (協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。

### (幹事会等の構成)

第4条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討・調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求めることができる。

### (協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 大分県中部地区における圏域全体での流域治水の全体像を共有・検討
- 二 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減、早期復旧・復興のための対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表
- 三 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ
- 四 その他、流域治水に関して必要な事項

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の円滑な推進のための事務局を大分県河川課に置く。

- 2 事務は、別表2の幹事が属する機関が共同で行う。

(書面による決議)

第9条 協議会は、次に掲げる事由に該当するものは、書面による決議を行うことができる。

- 一 至急の決議が必要で、協議会を開催するいとまがない事項
- 二 事前に協議会において書面による決議の了承を受けている事項

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第11条 本規約は、令和3年 7月27日から施行する。

本規約は、令和4年 6月19日から施行する。

本規約は、令和6年 5月30日から施行する。

別表1（協議会の構成員）

臼杵市長

津久見市長

気象庁 大分地方気象台長

林野庁 大分森林管理署長

国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター 大分水源林整備事務所長

大分県 生活環境部防災局 防災対策企画課長

大分県 農林水産部 農地・農村整備課長

大分県 農林水産部 森林保全課長

大分県 農林水産部 森林整備室長

大分県 土木建築部 河川課長

大分県 土木建築部 砂防課長

大分県 土木建築部 都市・まちづくり推進課長

大分県 土木建築部 公園・生活排水課長

大分県 土木建築部 建築住宅課長

大分県 中部振興局 農林基盤部長

大分県臼杵土木事務所長

（オブザーバー）

国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所長

別表2（幹事会の構成員）

臼杵市 防災危機管理課長

臼杵市 建設課長

津久見市 防災危機管理室 室長

津久見市 土木管理課長

気象庁 大分地方气象台 防災管理官

林野庁 大分森林管理署 地域林政調整官

国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター 大分水源林整備事務所 係長

大分県 生活環境部 防災局防災対策企画課 防災推進班 総括

大分県 農林水産部 農地・農村整備課 水利整備班 総括

大分県 農林水産部 森林保全課 治山班 総括

大分県 農林水産部 森林整備室 造林・間伐班 総括

大分県 土木建築部 河川課 防災班 総括

大分県 土木建築部 砂防課 企画・土砂災害対策班 総括

大分県 土木建築部 都市・まちづくり推進課 都市計画班 総括

大分県 土木建築部 公園・生活排水課 生活排水・下水道班 総括

大分県 土木建築部 建築住宅課 指導審査班 総括

大分県 中部振興局 農林基盤部 企画検査班 総括

大分県 臼杵土木事務所 建設課長

（オブザーバー）

国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所 副所長